

第 6 章

6 (主に公営墓地における) 無縁改葬の現状

1 墓地の需要と供給

大都市首都圏では、昭和 30 年代、40 年代の急激な人口集中による II 世である「団塊の世代」が、社会の第一線を退き始めているが、現在の棲家がふるさとであり、先代のように出身地に戻る習慣もなく、身近に墓地が必要と考えて、自宅近くにお墓を求める墓地の「都心回帰現象」が顕著になっている。

また、高齢化の進行に伴う死亡数の増加は、大都市圏のみならず中小都市においても墓地の需要圧力として、今後増すものと考えられる。

しかし、大都市はもとより、その他の都市においても特に広大な用地を必要とする新設墓地の供給は、下記の理由で容易なものではない。

- ① 一般的に公共用地が不足しており用地の確保が困難であり、
- ② 墓地は嫌忌施設と考える住民を説得する。 等

様々な問題が待ち構えている。特に、平成 24 年以降、地方分権により、「市」の権限が増し、墓地の経営許可権限が、都道府県から市へ移管され、「市」が市営霊園として許可を受ける側と許可を与える側の二つの立場に立ち「嫌忌施設と考える住民」への対応がより困難となっている場合が多いのではないだろうか。

横浜市でのメモリアルグリーンのように「墓地の新設用地の取得」と「周辺住民の要望との一致」がみられるのは、非常にまれなことである。

従って、既存霊園の活用が重要な要素となってきている。それは、墓地の再活用であり、墓所の返還促進と無縁墳墓の積極的な整理による従来型墓所の再貸付及び集合型墓地の新設であると考える。

以下、墓所の返還促進と無縁墳墓の積極的な整理について考察することとしたい。

2 既存墓地の再活用

(1) 既存墓地の利用（再貸付、集約型墓地の設置）

平成 26 年 3 月『地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究報告書』(以下、「平成 25 年度報告書」と言う。) によると、「希望するお墓の形態」従来型(和型・洋型・芝生型)の墓地は、約 8 割の方とまだまだ多く、集約型墓地(合葬型、樹林樹木)は、約 2 割で、既存墓地の再活用は重要課題である。

一般に、再活用可能な空きとなる墓所は、「使わなくなった墓所の返還」と「無縁墳墓の整理」により生みだされる。

(2) 使わなくなった墓所の返還

墓所が使われなくなる主な原因は、①遠隔地へ転居し、墓参が困難になり転居先で墓所を求めた。②承継者のいないため、外に永代供養の墓を求めた。などであろう。

しかし、墓所の返還(契約等の解消)は、実は簡単ではない。それは、下記のように多額の費用を要する「原回復義務」が伴う。

(参考) 埋蔵施設等の原状回復

東京都霊園条例第16条には、「使用者は、埋蔵施設の全部若しくは一部・・・を使用しなくなったときは、直ちに知事に届け出るとともに、当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、②原状に回復することを要しない。」と規定されている。

原状回復義務は、霊園側が設置した『墓石、カロート』を活用する『芝生型』や『壁型』ならば、遺骨を改葬することで足り、大きな費用負担は伴わないが、和型等の従来型ならば、遺骨の改葬と墓石を撤去し、更地にする費用が発生する。

原状回復費用 全国墓園協会が、会員から徹したアンケートによると 4 m^2 墓所の原状に復する費用は、10万円から45万円とされている。

この金額は、ご先祖のお墓を建てようという積極的な状況であればともかく、上記①及び②の状態に有る者や年金生活等の世帯にとっては、かなりの負担額である。

一方、毎年の管理料は、公営霊園の場合少し幅があるとしても 4 m^2 程度の墓所ならば、2,000円～10,000円程度であり、管理料を徴していない市などもある。

このように、原状回復費用と安価な管理料のギャップ*があり、返還すべき状況にあっても、原状回復費用と管理料の額を考えもう少し様子を見たいというのは当然の心情である。

また、生活困窮者にとって、多額の原状回復費用は負担できるかとなると、疑問を呈さざるを得ない。このような場合、遺骨の改葬は別として、上記東京都の条例但し書きのように、特別な場合、更地の状態に戻す「原状回復」を伴わない「現状のまま返還」制度を設定している自治体もある。

*原状回復費用と安価な管理料のギャップ

例えば東京都では、一般墓所の管理料の m^2 単価が、年610円（平成27年1月現在）、区画面積 $3\sim4\text{ m}^2$ の墓所が多く、年2、3千円なら原状回復費用よりはるかに安い。

しかし、躊躇しているうちに、使用者が亡くなり、結局は無縁化していくこととなる。

後に触れるが、従前に比較し、無縁改葬手続きは簡素化されたとは言え、手続きに伴う期間は、数年必要であり、無縁墳墓の整理にもかかる費用はばかりにならない。

したがって、このような状況の解決策として返還促進策をとり、無縁化を防ぐ方法を考えていかなければならない。

(3) 返還促進策

繰り返すが、返還理由として「墓所を守っていくのが困難である。」と言うことであり、具体的な理由として①承継すべき者がいない。②墓地が自宅から遠距離であり、近くに墓をもちたい。であろう。

これらの理由を持つ者として、「i 遺骨の改葬先がない。ii 費用負担が大きい。」が、悩む原因であり、このことの解決が返還促進策となる。

「i 遺骨の改葬先がない。かつ、自らの墓が亡くなってしまう。」への解決策としては、合葬墓地の活用が良いと思われる。この実例として、

・特例改葬制度・・・首都圏S市

条例で以下の場合の合葬墓地への改葬を認めている。

一般墓所から改葬しようとする者

以下の規定により、一般墓所を返還する者

① 墓石付芝生墓所の試用期間満了したとき

② 一般墓所を使用する必要がなくなったとき

・施設変更制度・・・首都圏T市

T市の場合もう少し明確に無縁墳墓化を避けるためと規定している。

「・・・埋蔵施設の使用者について、当該使用者が死亡した場合において当該使用者の地位を承継する者がいないと認める場合は、当該使用者からの申し出により、使用する施設を・・合葬施設に変更することができる。」

お墓を守っていくことが難しくなったにもかかわらず、埋葬されている遺骨の改葬先がない、自分や配偶者も入るお墓がない使用者のための制度であり、現在使用しているお墓を原状回復して返還を条件として合葬墓地を活用するもの。

遺骨の改葬先として、また使用者及び配偶者の将来の埋葬先として合葬墓地へ施設を変更するので、施設変更制度と言われている。

使用者のみならず、T市にとっても墓所の返還促進策として、有効なもので、毎年この制度により

① 4百近い空き墓所が発生し、次に貸付け可能な墓所として市民に提供でき、

② 近い将来発生する無縁墳墓の発生を避けられる一石二鳥の優れた制度である。

「ii 費用負担が大きい、」への解決策としては、

・「現状のまま返還」に代表されるように、遺骨の改葬は使用者の役割として、原状回復費用を使用者に負担させないことである。現状のまま返還には、生活困窮者と言う条件が付されている。

そのため、多くの使用者には該当しない。全ての使用者に該当させるとされれば、税金の投入であり住民の理解が得られるか。

再貸付による使用料収入との比較も必要であり、墓地需要と使用料収入の検討も重要である。ただし、靈園の経営・管理には、企業会計的視点が必要である。

原状回復義務の軽減を図ることにより、経済的理由により返還を渋っていた使用者に早期返還を進めることが可能となる。もちろん、返還工事費用の支出となるが、

①無縁化を防げ、事務費用・時間の省力化が図れ、

②靈園使用待機者への早期貸付が可能となる。

③無縁化すれば、貸付のための原状回復工事は元々市営靈園の経営者負担である。

このような考えをもとに、積極的な「墓所返還」を図り、毎年一定数の貸付墓所を確保している自治体がある。

墓地需要の強い弱いの差はあるが、後々の無縁墳墓整理事務の手間と費用、原状回復費用を勘

案すると妥当な判断であると考える。

また、個々に使用者が返還工事をする場合の費用より、自治体がまとめて工事を行うことにより原状回復費用を抑えることは可能である。

3 無縁墳墓の整理

(1) 無縁墳墓問題の歴史

(2) 使用許可の取消から無縁墳墓整理まで

使用許可の取消と無縁墳墓整理とは同一のものではないが、一連の処理と考えざるを得ない。

・取り消し事由

各自治体それぞれの靈園条例において使用許可の取消の規定を設けているが、東京都の靈園条例を例にとってみよう。

靈園条例第 21 条（使用許可の取消し等）

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、埋蔵施設又は収蔵施設の使用者に対し、この条例の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、又は行為の中止、原状回復その他當該施設の適正な使用の確保のために必要な措置を命ずることができる。

一 （省略）

二 第 13 条第 1 項の管理料を 5 年間納めないとき。

三～五 （省略）

代表的な取り消し事由に「管理料の滞納」がある。東京都の場合、5 年間納めないときとされているが、自治体により 3 年から 10 年とされている。

なお、使用許可の取消から無縁墳墓整理までの流れは、次の通りである。

①請求書の返戻

②使用者の在籍調査（住所調査・・・公用請求）

本籍地への調査が有効で、戸籍の付票を取れば、現住所の確認も可能である。

この場合の注意事項として、戸籍筆頭者の把握も重要である。公用調査の回答として、「筆頭者が分からなければ確認できない。」と言うケースが見受けられる。

③使用者住所の判明・・・支払の督促

④使用者死亡

⑤戸籍調査と縁故者の確認・・・承継指導

⑥使用許可の取消・・・不利益処分

（参考）不利益処分

不利益処分の関連法規は次のとおりである。

行政手続法

第 13 条（不利益処分をしようとする場合の手続）

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には。次の各号の区分に従いこの章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見

陳述のための手続を取らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聽聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき

以下略

第 15 条 (聴聞の通知の方式)

行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

以下略

第 18 条 (文書等の閲覧)

本文略

(3) 墓地埋葬法施行規則 3 条の注意点

○ 規則 3 条は墓地管理者による無縁墳墓の改葬規定であり、申請に当たっては、必ず改葬先の墓地を準備しておかなければならぬ。所謂「無煙塚」である。

合葬墓地等が考えられるが、縁故者による遺骨の返還などが考えられるので、当初から合祀することはできないと考えるべきである。

当該地方公共団体の条例により「不朽の容器に入れて保存すべき」との規定もある。

○ 規則 3 条は、行政法規であり、行政上の形式要件を定めたものであり、私人間の権利義務関係について定めたものではない。つまり、規則 3 条では、埋蔵遺骨の改葬ができるだけで、墓地使用権及び墓石等の所有権に関する民法上の義務関係について消滅を確定してゆくためには、他の方法を取らなければならない。

○ 規則 3 条は、無縁墳墓の改葬について定めたものであり、改装後の焼骨の祭祀義務はないものと考えるべきである。

(4) 墓地埋葬法施行規則 3 条による手続き

①無縁墳墓の改葬許可申請書

墓埋法第 10 条による墓地の経営許可を受けた墓地経営者又は管理者

②改葬許可申請書の提出先

当該墳墓（死体又は焼骨の現に存する）所在地の市町村長

③改装許可申請の条件

改葬許可の申請にあたっては、無縁墳墓（墳墓又は納骨堂）に埋葬された死体

又は埋蔵された焼骨に関して、縁故者等（縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者）の有無を確認するため、事前に次の事を行う。

- ・官報へ死亡者の本籍・氏名・墓所使用者等を掲載し、縁故者等は1年以内に申し出るべき旨公告する。
- ・無縁墳墓等の見やすい場所に立札を設置し縁故者等、は1年以内に申し出るべき旨掲示する。
- ・官報と立札の記載内容は同一であること。

④提出書類

ア 改葬許可申請書

- ・死亡者の本籍、住所、氏名及び性別
- ・死亡年月日
- ・埋葬又は火葬の場所
- ・埋葬又は火葬の年月日
- ・改葬の理由、改装の場所（改葬先）
- ・申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は収蔵委託者との関係

なお、死亡者の本籍、住所、氏名及び性別、死亡年月日などが不明の場合「不詳」との表示でも可とされている。

イ 添付書類

- ・無縁墳墓の写真及び位置図
- ・掲載された官報の写しと立札の写真
- ・期間中に申し出がなかった旨を記載した書面（聴聞調書・報告書等）
- ・その他市町村長が特に必要と認めた書類

（5）無縁墳墓整理事務の流れ

- ①対象者の決定、調査整理墓等の作成
- ②現地調査
- ③立札の設置・掲示
- ④官報への掲載
- ⑤在籍調査・・・使用者の存否及び親族を戸籍謄本により調査
- ⑥存命使用者への管理料の請求
- ⑦縁故者への承継指導
- ⑧取消対象者名簿の作成
- ⑨聴聞会
- ⑩使用許可の取消
- ⑪無縁改葬手続き
- ⑫改葬工事

以上の様な流れを持って無縁改葬がなされると考えるのが、一般的と思われるが、使用許

可を受けたものが死亡すると許可は当然消滅し、縁故者の有無にかかわらず不利益処分には該当しないとして、「聴聞→不利益処分」は使用者のみ（従って、上記名あて人は使用者）が該当するとしている自治体もある。

（6）所有権と時効→20年後の合葬

無縁の焼骨等の保管については、下記のように、各市・区の条例は様々であるが、保存期限については言及されていない。

親族への返還を考慮に置き、丁寧な保管を求めているが、無期限でこのような保管方法を取るのは、多くの無縁塚を設置せざるを得ず、市民の了解を得られるとは考えられない。また、今後積極的に無縁墳墓の整理を進めていく上で、いずれ「無縁塚」から「合葬墓」へ進めていかなければならない。

そこで、時効による所有権の主張を想定し、一定期間、20年程度個別に保管しておけば、問題が生じないと考えられる。

（参考条文：民法 所有権と時効）

第206条

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

第162条

20年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

（参考）

無縁の焼骨等の保管等

無縁の焼骨等の保管等については、各地方公共団体で、「墓地等の構造設備基準及び管理の基準等に関する条例」等により規定されている。

（例1 F市）

第22条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならない。

2 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、焼骨等の発掘又は収容の場所及び年月日その他必要な事項を記録しておかなければならぬ。

（例2 K区）

第14条 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨等を次に定めるところにより保管しなければならない。

(1) 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、一体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。

(2) 無縁の遺体又は遺骨(焼骨を除く。)を発掘したときは、火葬に付す等適正な処置をした後、前号に定めるところにより保管すること。

第7章

7 研究で得られた知見と考察、提言

多死社会を迎える我が国であるが、平成24年4月、墓地経営等の権限がすべての市区に委譲されるという大きな局面を迎えた。公共の福祉に資するための墓地行政においては、地方自治体は今後どのような基準や方向性をもって、新たな方策を取り得るのだろうか。個々の地域における墓地ニーズをふまえながら、今後も人口減少状態が続くことを考慮し、見直すべき課題とその対応策（広域による共同連合の方向性等）について述べることで本研究の提言としたい。

7-1 研究で得られた知見と考察、提言

① 墓地埋葬行政における課題と対応に関する情報収集として、全国47都道府県別に、今後必要とされる墳墓等施設に関する将来推計を行った。本報告書では、既往の算定方法のなかから、数多くの報告書等で用いられ、検証・評価がなされている2つの方法を使用した。その結果、人口減少が顕著な道府県では、既に、死亡者が発生しても、これを火葬、納骨を行う同居人は存在していない状態が顕在化している状況が、現在、人口が集中している都府県においても、将来20年後（2050年）には同様の状況に至ると想定されることが明らかとなった。

② 次に、各地方公共団体における公営墓地の現状の調査とその使用規則（使用条例）について調査を行った。

これまでの厚生労働省（旧「厚生省」時も含む）においては、昭和23年以降、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則」という方針が貫かれてきた。その方針は「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日 生衛発第1764号）（以下「指針等」と略）においても、あらためて明確化された。

しかしながら、今回の調査結果では、3分の一近い市において、公営墓地が整備されていないことが明らかとなった。昨年の研究においても、公営と民営（墓地）との役割分担を指摘したが、その実現への重要性があらためて確認された。

③ 収集した公営墓地の使用規則（使用条例）を分類・整理した結果、「指針等」で示されている「墓地使用権型標準契約約款」と必ずしも整合性がとられていないことが認められた。公営墓地における使用権の発生は契約に拠るものではないが、その経営・管理の態様は、民営墓地と大きく変わるものではない。個々の地域における墓地ニーズを踏まえつつも、人口減少状態が今後も続くことを考慮すると、管理料は一括徴収など、今後取り組むべき課題は明らかである。

④ 地方公共団体にヒアリング結果では、公営墓地の経営・管理において並行して考慮される民営墓地は、宗教法人による墓地や、公益法人による墓地ではなく、むしろ個人墓や集落・共同墓地の役割・存在感が大きい。これまで、個人墓や共同墓地に対する墓地行政は、「個人墓地の疑義について」（昭和27年10月25日衛発第1025号）等をはじめとして、一貫して抑制的な施策がなされてきた。

周辺地域における墓地設置に対する住民の意識からしても、個人墓や集落・共同墓地の存在を

前提とした合理的な行政施策の確立が求められる。

⑤ 平成25年度の厚生労働科学研究特別事業「地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究」において、特別区及び人口5万人以上の市を対象に（地方自治法の定めにある「市」の人口規模を根拠）、墓地行政に関わる規範（条例、規則）を収集した。今回の調査では、調査対象を広げた結果、条例、規則の制定する以前の、役所の内規のみによって墓地埋葬行政を行っていると推測される市が未だ存在することが推測される結果となった。これは墓埋法が墓地等の経営許可及びその他の指導・監督権限を都道府県知事から市長に委ねていることから、市長に広い裁量権が与えられているとの考え方が背景にあることが考えられる。

また、送付された事務取扱要領（要綱）には、他の市が定めている条例（簡潔なもの）や施行細則に近い内容を有するものも散見された。

墓地埋葬行政の公正さと公平性を担保するとの見地からは、墓埋法の施行のための準則が、地方議会の関与のもと、各方面の意見を集約したものであることが望ましく、許可要件が合理的かつ明確で、かつ、それが外部の者にも検証できることが行政の恣意的判断の抑制に資することにもなるわけであるから、今後は、より多くの市の墓地埋葬行政が、単なる内部準則にとどまらない公の規範によって運用されることが必要である。

しかしながら、上記の結果から判断すると、都道府県知事に代わって市長が墓地埋葬行政を行うことを念頭においていた準則の制定が、未だになされていない市が、存在することも推測される。早急に、準則の整備が行われるべきである。

7-2 他の法令等との比較と地方分権化に伴う墓埋法運用の課題

① 墓地埋葬行政の機能不全の顕在化

今回の調査を踏まえると、墓地埋葬行政において、墓埋法が「市」が受け皿となることについての疑問は多い。

我が国では、これまで繰り返し、墓埋法関連の通知・通達で「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり」ということが繰り返し述べられてきた¹。

それにもかかわらず、1／4から1／3の「市」が公営墓地を有してしないことが明らかとなつた。

地方分権化は、公営墓地の整備を促すことにつながるのであろうか。

たとえば、「指針等」における、「2墓地経営の許可に関する指針」の「(2) 墓地経営主体」について、「名義貸し」の防止に留意する必要性に関して、「(都道府県における) 宗教法人担当部局と連絡をとりながら、実際に当該宗教法人が墓地経営許可を行うことができるのかを十分に精査す

¹ (「昭和12年12月17日付警保局警発甲第154通牒」「昭和21年9月3日付発警第85号」「昭和23年9月13日付厚生省発衛第9号」「昭和43年4月5日環衛第8058号」「昭和46年5月14日環衛第78号」「平成12年12月6日生衛発第1764号」等)

る必要がある」と述べている。

同「指針等」では、他の箇所でも、宗教法人からの報告徴収に関して、「宗教法人所管部局と連絡をとて、状況の把握に努めることも有効」と述べられている。

しかし、宗教法人を所管する文化庁、各都道府県では、宗教法人及びその関係者の信教の自由に配慮し、宗教法人に関する情報については厳格な管理が行われているため状況の把握がスムーズに行われていないという事例が報告されている。

本研究では、47都道府県における宗教法人所管部署に対する対応実例の調査までは踏み込んでいないが、今後は、「指針等」で述べられているように、宗教法人担当部局と連絡をとりながら、当該宗教法人に墓地経営許可を行うことができるのかを精査するために、行政庁間でのコンセンサスの確認が求められるところである。

② 「墓地計画標準」の非現実性

他にも様々な課題が残る。前述「指針等」においては「墓地計画標準」に対する言及がなされ、「参考にすることが適切」とされている。

然し、墓地埋葬行政が「市」単位となると、この「墓地計画標準」に見合う規模の墓地が、「市」で許可し得るのであろうか。

たとえば、人口5万の市を想定した場合、年間に必要とされる墓地及びこれに類する施設の数は100に満たない（「大阪府方式」_高橋理喜男-大阪府立大学及び「樹系図方式」_横田睦-東京工業大学などに拠る推計）。しかし、「墓地計画標準」においては、10万m²以上、1～3万区画もの規模の墓地が想定されている。

近年ではこうした公営墓地が開設されることは極めて稀であり、民営墓地の場合であっても、1万m²未満、3,000区画という規模が多い。さらに 3000区画であっても、人口25万以上、年間に必要とされる墓地及びこれに類する施設のニーズが、毎年1,000以上生じる地方公共団体でなければ、墓地埋葬行政の実務担当が許可を行うことは難しいであろう²。

我が国には790の市があるが、この人口25万以上の規模を有するのは、僅か91市、残る9割近い市で、一体、どれほどの実現可能性があるのであろうか。

こうした市では、公営墓地が無いか、あったとしても満杯であり、既存の寺院境内墓地の拡張等のみが許可される状況が続くようであれば、既存の寺院の信者ではない住民、無宗派を望む住民は新たな墓地を求めるることは出来なくなるということも想定される。

現実的な対応方法として考えられるのは、既存の個人墓地、共同墓地等のうち、一定規模を有するものについて、その管理・運営に行政が積極的に関与し、こうした墓地内の整備や拡張など

² (昭和34年5月11日建設省発計第25号建設事務次官通知。現在では「地方六団体地方分権推進本部」より、平成12年5月1日付各都道府県地方分権担当部長（地方分権担当課・市町村担当課扱い）宛「『地方分権の推進を図るために関係法律の整備に関する法律』の施行に係る通達の見直し等に関する調査結果について」による、「本通知－「墓地計画標準」－の性格が整理されないと計画策定に支障を來す」ものとして支障事例に挙げられている)

を通し、実質的な公営墓地として機能させる方策。

その他、既存の寺院等、宗教法人がその敷地内に墓地を設ける、あるいは拡張する際に一定の割合で宗旨・宗派を問わず、当該法人に帰属せずとも墓地使用者となり得るものとを許可条件とすることなどが考えられる³。

これらに加えて、市等への移管が現実化するに至った現在、分権化された墓地埋葬行政が実質的に有効となるよう、分権化を踏まえた広域行政化があげられる。

たとえば政令市においては、年に1度、各々の情報交換の場が設けられているおり、また、各都道府県単位、又は各都道府県を分割した単位とする広域火葬場防災コミュニティの例示として「関東甲信越静ブロックにおける広域火葬応援に係る覚書き」を挙げることが出来る。これは、関東甲信越静ブロック環境衛生主管課長会（以下「課長会」という）を構成する東京都、新潟県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、神奈川県、山梨県、長野県、千葉県、静岡県、横浜市、川崎市及び千葉市（以下「都県市」という）は、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災における未曾有の人的被害への対応を教訓として、災害時における被災市町村の円滑な火葬計画の推進に必要な火葬場のあっせん等に係る迅速な広域的対応を確保するため、都県市の連絡方法等について申し合わせている。

今後、より適切な墓地埋葬行政となるよう、その見直しは常なるものとして求められている。

³ （こうした指導は、宗教法人側からは自身の信教の自由を阻害するものとしての権利衝突が生じることが予測されるが、近年の境内墓地と墓地使用者、使用権を巡る争いに係る判決では、宗教法人側の宗教的自由、権利より、墓地使用者の墓地使用権に重点を置く傾向がみられる。「福岡高裁判昭59・6・18判タ535・218」「東京地判平2・7・18判タ756・217」「東京高判平8・10・30判時1586・76」「宇都宮地判平24・2・15判タ1369・208」等）

謝　　辞

まず、本研究に際して、資料等の照会の要請にお応えいただいた各地方公共団体、並びにヒアリングなど、貴重な時間を割き、御協力下さった各地方公共団体、御担当の方々に、心より御礼申し上げたい。

また、アンケートの施行に際しては、全国の市及び特別区における墓地行政に係る方々の御協力がなくては本研究事業の成果を得ることは出来なかつた。併せて御礼申し上げる。

加えて、喜多村悦史（東京福祉大学）氏、小谷みどり（第一生命経済研究所）氏、泊瀬川　孚（日本環境斎苑協会）氏の各位におかれでは、御多忙であるにもかかわらず、本研究事業を進めるにあたってのCOI（利益相反）委員の就任を御快諾いただき、研究事業が進捗する過程で、これを検証していただくことと併せて、適時、的確なアドバイスをいただいた。その他、多くの方々の御協力・御助力を得て、本報告書をとりまとめることが出来た。再三になるが、改めて御礼申し上げる次第である。

平成27年　3月

平成26年度厚生労働科学研究費補助金
「墓地埋葬行政をめぐる社会環境等への対応の在り方に関する研究」
研究者一同

関連資料

① 我が国における公営墓地使用条例・規則について
条例の規定研究

本研究の対象とした分析の条例

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 責則	G 特異な条項
2	北海道	○○市墓園条例	4 墓地を使用しようとする者は、市の区域内に住所を有する者。ただし、市長が特別の事由があると認めた者については、この限りでない。 16 市長は、使用者が原状回復義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。 18 市長は、墓園の管理上又は公益上特に必要があると認めたときは、墓地の使用者に対し、改葬もしくは物件の移転を命ぜることができる。 18Ⅲ前項の場合において市長が必要と認めたときは、その費用を補償する。	15(1)許可の目的以外に使用したとき (2)偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき (3)3年間管理料を納めないと (4)使用許可を受けた後3年を経過しても墳墓を設けず、または私用のための設備を設けないと (5)法令またはこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	17 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人または親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき (2)使用者の住所が10年以上明らかでないとき	17Ⅱ前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓又はその他の物件を一定の場所に改葬し、もしくは移転することができる。	20 既納の使用料および管理料は、還付しない。ただし、墓地の使用者が使用許可を受けた後3年以内にその墓地を返還したときは、既納の使用料の5割の額を還付する。	22 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。	
3	北海道	○○市墓地及び火葬場条例	3 墓地及び火葬場は、市に居住する者とその他の市長が特に認める者が使用することができる。 8 市長は、特別の理由があると認める場合には、一般墓地の使用料を減免することができる。 9 市長は、墓地の使用につき、公益上又は管理上必要な条件を付し、又は制限を設けることができる。 11 市長の承認を得たときは、墓地を現状に復することを要しない。 13 市長は、公益上又は管理上必要と認める時は、改葬又は地上物件の移転を命ぜることができる。	12(1)墳墓の設置以外の目的に一般墓地を使用したとき。 (2)一般墓地を他に転貸したとき。 (3)一般墓地の使用許可を受けた日から、一般墓地に墳墓としての施設をなすまで1年を経過したとき。 (4)抵当権設定等の禁止規定に違反したとき。	14(1)一般墓地の承継者がいないなくなりたつ日から3年を経過したとき。 (2)一般墓地の使用者及びその家族が住所不明等になった日から放置のまま20年を経過したとき。			15 許可その他不正な行為により墓地の使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 11 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)許可を受けないで墓地を使用した者 (2)許可を受けた区域以外の墓地を使用した者	
4	北海道	○○市墓地条例	3 Ⅱ前項の許可を受けることができる者は、本市に住所を有する個人とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 5 IV 使用料及び管理料は、市長が特に認めたときは、減免することができる。 10 市長は、墓地における工作物その他の施設につき、必要な制限を付することができる。 12 墓地には、使用者及びその家族のほかは、埋葬することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者で特に市長の許可を得たときは、この限りでない。 (1)使用者又はその家族の親族であって、他に埋葬する責任者がないとき。 (2)使用者の特別の縁故者で他に引受けがないとき。 17 使用者が義務を履行しないとき、これを催告してなお履行しないときは、市長が相当の措置をしてその費用を義務者から徴収する。	15(1)使用許可の日から3か年以上使用せず、又は使用地の境界を明確にする設備の施設をしないとき。 (2)法令又はこの条例若しくはこれに基づく諸規定に違反し、催告してもなおこれに応しないとき。 (3)使用者の所在が不明となって10年を経過したとき。 (4)公益上必要が生じたとき。			7 市長において墓地の返還を命じたときで、(同条第2項)による再使用の許可を受けないとときは、次の区分により使用料及び管理料を還付する。 (1)未葬地のとき 既納使用料及び管理料全額 (2)既葬地のとき 既納使用料及び管理料の100分の70	18 許可を受けないで墓地を使用した者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。	
5	北海道	○○市墓地及び火葬場条例	3 市長が管理上支障があると認めるときは、その使用を承認せず、若しくはその使用につき条件を付すことができる。 4 Ⅲ市長において特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。 5 墓地の使用面積は、市長が特別の事情があると認めるときは、20平方メートル以内に限り許可することができる。	7(1)墳墓の設置以外の目的に使用したとき。 (2)この条例に違反したとき。 (3)使用的承認後3年を経過しても使用しないとき。					
6	北海道	○○市墓園条例	3 墓園を使用しようとする者は、市の区域内に住所を有する者でなければならぬ。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。 6 市長が特に必要と認めたときは、管理料を減免することができる。 9 市長は、墓園の使用者に対し墓園の使用について管理上必要な制限又は条件を付し、若しくは必要な措置を命ぜることができる。 17 使用者は、その場所を現状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 20 市長は、管理上又は公益上特に必要があると認めたときは、使用者に対し改葬若しくは物件の移転を命ぜることができる。	16(1)許可の目的外に使用したとき。 (2)偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。 (3)使用許可を受けた後3年以上使用せず、又は使用者の住所が10年以上明らかでないとき。 (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。	19(1)使用者が死亡し、相続人又は親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき。 (2)使用者の住所が10年以上明らかでないとき。	19Ⅱ前項の規定により使用者が消滅したときは、市長は、工作物その他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	7 使用者が、使用許可を受けた後、3年以内にその墓園を返還したとき又は合葬墓の生前予約の使用許可を受けた者が使用許可を受けた日から3年内に届け出し、その使用を取消したときは、既納の使用料及び管理料の5割の額を還付する。	23 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1)許可を受けないで墓園を使用した者 (2)墓園の使用権を他人に譲渡し、又は転貸した者 (3)前条の規定に違反した者	4 Ⅱ合葬墓に対する市長の許可是、次の区分による。 (1)焼骨の埋葬 (2)生前予約使用
7	北海道	○○市営墓地条例	4 墓所の使用の申込みをすることができるものは、本市に引き続き6月以上居住し、本市の住民基本台帳に記載されている者。 7 Ⅱ市長は、墓所における工作物等に必要な制限を付すことができる。	11(1)使用許可を受けた日から3年以内に使用しないとき (2)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき (3)公益上の必要が生じたとき	10 墓所の使用権は、次の各号に該当するときは、消滅する。 (1)使用者が死亡した日から3年を経過しても使用権を承継する者がいないとき (2)使用者の所在が不明となつた日から10年を経過したとき	16 市長は、第10条の規定により墓所の使用権が消滅した墳墓があるときは、当該墳墓、埋葬された死体、埋葬された焼骨等を改葬し、移転することができる。	8Ⅳ既納の使用料及び管理料は、還付しない。	18 第3条の規定による許可を受けないで墓所を使用した者は、5万円以下の過料に処する。	
8	北海道	○○市墓地使用並びに使用料に関する条例	5 墓地使用料納付の資力のない者は、市長においてこれを免除することができる。 6 市長は、使用者に対し使用場所の設備、又は維持につき、管理上必要な措置をとらせることができる。 6 Ⅱ市長は、境内地における工作物その他設備につき必要な制限を付すことができる。	7(1)許可を受けた目的外の用に供したとき (2)使用権を得た後満1年を経過するも使用なんらの設備もないもの。 (3)条例に違反し、墓地使用の権利を他に譲渡したとき。 (4)この条例、又はこの条例に基づき発する命令に違反したとき。				3 墓地の使用は、出願の順に従い、同一場所につき2人以上同時申込みのあった場合は、籠をもつてその順を定める。 6 Ⅲ市長は、墓碑その他設備に生じた損害について、その賠償の責を負わない。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無線改葬に関する条項	E 使用料等の返付	F 罰則	G 特異な条項
9	北海道	○○市墓地条例	8 II 市長は、使用許可について墓所の管理上必要な条件を付することができる。 11 市長は、墓地の管理上の必要があるときは、使用者に対し、墓所の使用について制限を課し、又は適当な措置を探らせることができる。 11 II 使用者が前項の措置を探らない場合は、市長は自らこれを行い、その費用を当該使用者から徴収することができる。 13 市長が特に認めた場合は、返還にあたり原形に復することを要しない。 13 II 返還義務を有する者が墓所を返還しない場合は、市長はその者に代わって必要な措置を探ることができる。この場合、市長は、当該措置に要した費用を当該義務者から徴収することができる。 14 市長は、墓所の使用許可を取り消した場合は、法定手続に従って、墓所に埋葬された死体又は埋葬された焼骨を他の場所に改葬し、当該墓所を原形に復すことができる。	12(1)使用者が死亡し、又は所在が不明となり、かつ、承継者がいないとき (2)使用許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき (3)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき			9 使用者が使用許可を受けた日から3年以内に墓所を返還したときは、既納の使用料の2分の1に相当する額を返付する。		
10	北海道	○○市墓園条例	6 II 市長は、墓園使用者に対し管理上必要な制限又は条件をつけることができる。 9 II 市長は、使用者が原状回復の義務を履行しないときは、使用者に代ってこれを行いつの費用を使用者から徴収する。	8(1)許可の目的以外に使用したとき。 (2)偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。 (3)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。			10 使用許可を取り消された以外の理由で墓園使用者が使用許可を受けた後3年以内にその墓園を返還したときは、当該使用料及び管理手数料の50%の額を返付する。		
11	北海道	○○市墓地条例	6 使用料を納付する資力がないと認められる者に対しては、市長において減免ることができる。 7 紋別墓園を除き特別の事情があるときは、総坪数25平方メートル以内において1区画を超えて許可することができる。	11(1)使用許可の日より3ヶ年以上経過しても使用しないとき。 (2)本条例に違背し催告しても尚ほに応じないとき。 (3)公益上必要が生じたとき。		13 無縫と認める墓地及び墓碑は市長が整理のため処分することができる。 13 I 前項の処分の場合は、6ヶ月前にこれを公示しなければならない。	10 使用許可を得た墓地を返還しても既納の使用料は返付しない。		
12	北海道	○○市墓地設置条例	3 市長が特別の理由があると認めたときは、市外に住所を有する者でも墓地を使用することができます。 8 II 墓地内における工作物等は、市長が特別の理由があると認めたときは、規定する範囲を超えることができる。 11 III 使用者の原状回復ができない場合は、市長が代行し、その費用は使用者が負担するものとする。	10(1)使用者が法令又はこの条例に違反したとき (2)墓地使用の許可を受けた日から3年を経過しても墓地を使用せず又は墳墓としての設備をしないとき。 (3)墳墓の設置以外の目的に使用したとき。			5 II 使用者の責任によらない理由により使用することができなくなったときは、使用料を返付することができる。		7 使用者は、許可を受けた墓地の区画内に墳墓を設置するまでの間、使用者であることを表示する標杭等を設けなければならない。 8 II 市長が特別の理由があると認めたときは、工作物等につき規定する範囲を超えることができる。 13 使用者の障害につき、使用者に過失がなく、墓地のみにその責任があるときは、市の責任として補償するものとする。
15	北海道	○○市墓地使用条例	4 市長において貧困にて使用料を納付できない者と認めたときは、免除することができる。 6 特別の事情がある者に対しては2区画に限り利用させることができる。 7 特別の事情あるものにして市長の許可を得た者は、名義を変更することができる。				8 既納使用料は返付しないものとする。		
16	北海道	○○市墓地条例	4 II 墓地の使用は、本市に住所を有する者が願い出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。 5 市長において貧困のため使用料を納付する資力がないと認めた者には使用料を減免することができる。 6 特別の事情がある者は2区画に限り許可する。	12(1)使用許可の日から5ヶ年以上しようしないとき。 (2)使用者の所在が不明になって10年を経過したとき。 (3)公益上必要が生じたとき。			10 使用許可の取り消しにより市長において墓地の返還を命じたときは、次の区分により使用料を返付する。 (1)未葬地のとき 既納使用料全額 (2)既葬地のとき 既納使用料の100分の70		
17	北海道	○○市墓地使用条例		9(1)前3条の規定に違反したとき。 (2)使用者が使用の許可を受けた日から3年を経過しても何等使用しないとき又はその者の住所が不明となったとき。			9 II 既納の使用料は返付しない。		6 特別の事情によって、墓地使用权を譲渡しようとするときは、市長の許可を受けなければならぬ。 6 I 前項の場合、譲渡人は名義書換料として、使用料の2分の1の額を納付しなければならない。
18	北海道	○○市墓地の設置及び管理条例	5 特別の理由があると認めたときは、市以外の地に居住する者に対してても使用を許可することができる。 6 墓地には許可を受けた者の親族以外のものを埋葬してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。 10 II 使用権者が原状回復の義務を履行しないときは、市が代わってこれをを行うことができる。 13 市長は、市内に居住する者で貧困その他特別の事情により必要があると認める者に対し、使用料及び管理料の一部又は全部を免除することができます。	9(1)使用許可を受けた日から3年を経過しても墓地として使用しないとき (2)墓地以外の目的に使用したとき (3)墓地を他人に貸与し又は譲渡したとき (4)前各号に掲げるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則、命令に違反したとき			14 使用料及び管理料は返付しない。	15 許可を受けないで墓地を使用した者には、1万円以下の過料を科す。	
19	北海道	○○市墓地条例	3 II 申請者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 4 市長において特別の事情があると認めたときは面積を増加して使用を許可することができる。 4 II 申請者の墓地使用場所は市長が指定する。 4 IV 市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。 5 IV 市長が特別の理由有りと認めたときは使用料を減免することができる。 9 市長は、墓地内における工作物その他の施設につき必要な制限を設けることができる。 10 市長において、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用者に必要な措置を命ずる。	14(1)使用者が法律又はこの条例若しくはこれに基づく規則ならびに命令に違反したとき。 (2)使用許可申請に不正があつたとき。 (3)使用許可後3年を経過し墳墓としての施設をしないとき。 (4)墓地經營その他公益上必要が生じたとき。	15(1)使用者が、死亡した日から起算し3年を経過しても继承者がいないとき。 (2)使用者が所在不明となった日から10年を経過したとき。	○○市墓園無縫墓碑収蔵取扱い要領で規定している。	7 使用料及び管理料は返付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めたときはその一部又は全部を返付することができる。		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
20	北海道	○○市墓園の設置及び管理に関する条例	5 墓地を使用しようとする者は、市の区域内に住所を有する者で、その期間が引き続3年以上のものでなければならない。ただし、市長が特に認めた者については、この限りでない。 9 市長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に必要があると認められるときは、使用者に対し、使用に制限又は条件を付け、若しくは必要な措置を講ずることができる。 13Ⅲ使用者があつた者が原状回復の措置を行わない場合は、市長が代ってこれを執行し、その費用をその者から徴収する。 18 市長は、必要があると認めるときは、使用料及び管理料を減免することができる。	13(1)許可の目的以外に使用したとき。 (2)偽りその他不正な手段により使用許可を得たとき。 (3)使用許可を受けた日から起算して3年を経過しても、祭祀をつかさどる繼承者がいないとき。 (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。	14(1)使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても、祭祀をつかさどる繼承者がいないとき。 (2)使用者が所在不明となつた日から起算して10年を経過しても、所在が明らかにならないとき。		19 使用料及び管理料は、次の各号に定める場合を除くほか、これを還付しない。 (1)使用者が使用許可を受けた後、3年以内にその墓地を返還したときは、当該使用料の全額を還付する。 (2)墓地使用者が使用許可を受けた後、1年以内にその墓地を返還したときは、当該管理料の5割の額を還付する。		
21	北海道	○○市墓地条例	4 墓地を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。 6 市長は、墓地の維持管理上の必要があると認めるときは、使用者に対し使用に制限若しくは条件を付け、又は必要な措置を講ずることができる。 9Ⅱ使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。 13 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料及び管理料を減免することができる。	8(1)使用許可の日から1年以内に使用しないとき。 (2)墓地以外の目的に使用したとき。 (3)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	9 使用者の所在が不明になって10年を経過したときは、使用的権利を失う。		14 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。		
22	青森県	○○市墓園条例	6 市長は、墓園の管理上使用者に対し墳墓工作施設及び維持保全のために必要な措置なし、又は必要と認める処置を命じることができる。 6Ⅱ市長は、墓園の經營上又は改良事業施行のためやむを得ないときは、使用者に対し、相当の期間を定め、埋葬場所の移転を命ぜることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合はこれに代わる替地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損害は補償しなければならない。 11Ⅱ前各号のいずれかに該当し、その権利を移転するには、あらかじめ市長に願い出、承認又は許可を受け、名義変更の手続をとらなければならない。 12 市長の承認を受けたときは現状のまま返還することができる。 13Ⅳ使用者が原状回復の措置を行わない場合は、市長がこれをなし、その費用を徴収する。 16Ⅴ市長が必要あると認めた場合は、管理料を減免することができる。 18Ⅱ使用権消滅の後、墳墓改葬以前に從前使用者の親族又は継承者がその場所の使用を願い出たときは市長は特にこれを許可することができる。	13Ⅱ(1)使用者が許可を受けた日から何らの墳墓工作施設を設置せず3年を経過したとき。 (2)使用者が使用場所を転貸したとき。 (3)使用者が許可の目的以外に使用したとき。 (4)その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	13 埋葬場所の使用権者及びその家族が所在不明となり、又は継承者がなく5年を経過したときはその使用権が消滅する。		15Ⅲ前二項の使用料は、理由のいかんにかかわらず還付しない。	15Ⅱ墓園内の土地、施設又は樹木を損傷し、若しくは許可なくして使用者の者は、5万円以下の過料に処する。	
23	青森県	○○市墓園条例	7 市長が特別の理由があると認めるときは、当市内外に住所を有する者に対しても使用させることができる。 8Ⅱ市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たつて、その使用について条件を付けることができる。 13 市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その使用場所を変更させることができる。 13Ⅱ市長は、使用場所を変更させたときは、換地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損害を補償しなければならない。 17 市長は、特別の理由により必要があると認めるときは、その申請により使用料又は管理料を減免することができる。 20 市長が特別の理由により原状回復の義務を免除したときは、この限りでない。 20Ⅱ使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。	19(1)所在不明になって10年を経過したとき。 (2)許可を受けた使用の目的以外の目的に使用したとき。 (3)使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。 (4)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。			16 既納の使用料及び管理料は、払戻しあしない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を払戻すことができる。	15Ⅱ管轄料は、当該改定前に許可を受けた使用者にかかるものについても、将来に向かって改定することができます。	
24	青森県	○○市墓園設置条例	6 市長は、墳墓工作施設及び維持保全のために必要な制限を付し、又は必要と認める処置を命じることができる。 6Ⅱ市長は、墓園の經營上又は改良事業施行のためやむを得ないときは、使用者に対し、相当の期間を定め、埋葬場所の移転を命ぜることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる替地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損害を補償しなければならない。 12 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 15Ⅳ市長が必要あると認めた場合は、管理料を減額し、又は免除することができる。	13 使用権者及びその家族が所在不明となり、又は継承者がなく5年を経過したとき (1)使用者が使用場所を転貸したとき。 (2)使用者が許可の目的以外に使用したとき。 (3)前2号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。			14Ⅲ使用料は、理由の如何にかかわらず還付しない。		
26	青森県	○○市墓地公園条例	4 墓地を使用しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 9 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関し、制限若しくは条件を付け又は必要な処置を命ぜることができる。 9Ⅰ市長は、墓地の經營上又は改良事業等施行のため、やむを得ないときは、使用者に対し、期間を定めて墓地の移転を命ぜることができる。この場合、市長は、当該墓地に代わる墓地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損害を補償するものとする。 14 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 15Ⅳ使用者が原状回復を行わないときは、市長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。	15Ⅱ(1)使用者が墓地を転貸したとき。 (2)使用者が許可の目的以外に使用したとき。 (3)使用者が管理手数料を5年間納付しないとき。 (4)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。			15(1)使用者が住所不明又は生死不明となり、5年を経過したとき。 (2)使用者が死亡し、2年を経過しても承継手続きがなされないとき。	10Ⅲ前項の永代使用料は還付しない。	